## 平成3年第2回藤代町議会臨時会会議録目次

〇招集告示	
<会 議 録 第 1 号>	
〇日時・場所	
〇応招議員並びに出欠席議員	,
〇出席説明員並びに出席事務職員	9
○議事日程 (第 1 号) ··································	4
O. B	5
○開 議	5
。会議録署名議員の指名	5
。会期の決定	5
。議会運営委員の辞任について	6
。同意案第 5 号 上程、説明、質疑、採決。 。平成 3 年 8 月 4 日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転	7
入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会の検査結果につ	
いて	
〇閉 会	8
	12

#### 藤代町告示第40号

藤代町議会議員西尾紘昭ほか7人の請求により平成3年第2回藤代町議会臨 時会を次のとおり招集する。

平成3年10月19日

藤代町長 吉田久夫

1. 日 時 平成3年10月23日(水)午後1時

2. 場 所 藤代町議会議場

3. 付議事件

(1) 平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転 入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会の検査結果につ いて 平成3年第2回藤代町議会臨時会 平成3年10月23日(水)午後1時開会

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定について

日程第3. 議会運営委員の辞任について

日程第4. 同意案第5号 藤代町立学校給食センター運営協議会委員の選任 に関する同意を求めることについて

日程第5. 平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転 入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会の検査結果につ いて

### 午後1時02分開会

○議長(坂本 守君) これより平成3年第2回藤代町議会臨時会を開催いた します。

ただいまの出席議員数20名、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長(坂本 守君) 会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定により議 長において、

6番 篠山治夫君

7番 西 尾 紘 昭 君

両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定について

○議長(坂本 守君) お諮りいたします。本臨時会は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂本 守君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時議会は本日 1 日限りと決定をいたします。

ここで、去る10月14日、3番石井 章君より教育民生常任委員長辞任の申し出がありましたので、ただいまから教育民生常任委員会を開いていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時03分休憩

午後1時14分再開

〇議長(坂本 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育民生常任委員会が開かれましたので、その結果について議長から報告いたします。

石井 章委員長の委員長辞任の申し出については許可することに決定をいたしました。直ちに委員長の互選を行い、教育民生常任委員長に16番吉岡 茂君か決定をいたしました。

なお、取手市外2町火葬場組合議会議員については、組合規則第5条の規定 により関係委員会の委員長となっておりますので、16番吉岡 茂君が取手市外 2町火葬場組合議会議員となります。

以上のとおりでございます。

日程第3、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

-----

#### 議会運営委員の辞任について

○議長(坂本 守君) 地方自治法第 117条の規定により 3 番石井 章君の退 席を求めます。

[3番石井 章君退場]

○議長(坂本 守君) 去る10月14日、石井 章君から一身上の都合により議 会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ご ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂本 守君) ご異識なしと認めます。よって、石井 章君の議会運 営委員辞任を許可することに決定いたしました。

石井 章君の入場を許します。

[3番石井 章君入場]

○議長(坂本 守君) 休憩いたします。

午後1時16分休憩

#### 午後1時24分再開

○議長(坂本 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第4、同意案第5号 藤代町立学校給食センター運営協議会委員の選任 に関する同意を求めることについてを議題といたします。

同意案第5号 藤代町立学校給食センター運営協議会委員の選任に関する同意を求めることについて

\_\_\_\_

○議長(坂本 守君) 地方自治法第 117条の規定により吉岡 茂君の退席を求めます。

[16番吉岡 茂君退場]

○議長(坂本 守君) 提案理由の説明を求めます。 町長吉田久夫君。

〔町長吉田久夫君登壇〕

〇町長(吉田久夫君) 日程第 4 、同意案件の学校給食センター運営協議会の 委員の件についてご説明申し上げます。

去る20日、石井 章議員より一身上の都合により運営協議会の委員を辞任したいという申し入れがございました。今回、その後任として吉岡 茂議員を給食センター運営協議会の委員に選任するものでございます。

皆様のご同意を得たく提案するものでございます。

○議長(坂本 守君) 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂本 守君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。・

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(坂本 守君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決を行います。

採決は起立採決で行います。

同意案第5号 藤代町立学校給食センター運営協議会委員の選任に関する同意を求めることについて、本案に同意をすることに賛成の議員の起立を求めま

す。

#### 〔赞成者起立〕

○議長(坂本 守君) 全員賛成、よって、同意案第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

吉岡 茂君の入場を許します。

[16番吉岡 茂君入場]

○議長(坂本 守君) 日程第5、平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会の検査 結果についてを議題といたします。

0 -

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員会の検査結果について

○議長(坂本 守君) 閉会中に特別委員会が開かれましたので、その検査の 経過と結果について報告を求めます。

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員長西尾紘昭君。

〔平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員長西尾紘昭君登壊〕

○平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する調査特別委員長(西尾紘昭君) それでは、平成3年8 月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑 に関する調査特別委員会の委員長報告を行います。

当特別委員会の第1回目及び第2回目については、既に第3回定例議会の最終日にご報告済でございますが、改めて初回よりの審査の経過と結果についてご報告いたします。

第1回目は9月19日に開催し、正副委員長の互選を行い、第2回目より審査 に入りました。

まず、審査の前提として、執行部に住民移動の実態や選挙事務などに関する 書類の提出を求め、その後、不正があったと思われる投票所の事務従事者に事 情を聞きました。 最初に、第3投票所において入場券再発行の際、本人の言う生年月日が台帳 と違っていたという話を聞いたが、そういう事実はあったかどうかという質問 に対し、事実はあったが台帳ミスと思い再発行したという答弁がありました。

また、本人宅に電話を入れたということだが、その結果はどうだったかという質問に対し、翌日電話したところ、家人の話から本人は投票に行っていないということがわかったということでありました。なお、書類審査等については、第3回目以降に行っていくという方向づけをして散会いたしました。

次に、9月27日に第3回目の委員会を午前10時より全委員出席、執行部より 町長、総務部長、住民課長の出席のもと開催いたしました。

まず、前回の要求により提出された書類の説明を求め、審査に入りました。 提出された書類はプライバシー問題が絡むため、個人名等が抹消されており、 これでは実質調査が進まないとの指摘がありました。これに対し、執行部では、 県の指示もあり、個人名等は差し控えたということでありました。

次に、不正転入の疑いが持たれている?カ所の転入住民のリストを見ると、 実質33名、うち1名が7月1日に転出しているので、32名はすべて町議会議員 の選挙の投票日には藤代町民として該当している。そのうち投票されたのは何 人で、この番号で何番かとの質問に対し、後で選挙人名簿を照合すると個人名 が出てきてしまうので差し控えさせていただきたいとの答弁がありました。ま た、32名の方は選挙人名簿に載っていたか、載っていたとすれば何人が投票さ れたかという質問に対し、選挙人名簿には登載してあり、29名の方が投票した との答弁がありました。

次に、住民基本台帳法に基づく実態調査の結果について報告を求めました。 現在まで調査したのは高須 165番地、宮和田 915番地の7、新川 143番地、双 葉2丁目23番11号の4カ所であり、転入先の家主等は、アルバイトとして手伝 っていただいた、また、部屋を貸した等々の話であったとの報告がありました。 なお、次回は個人名の書類提出を求め、秘密会にするということで散会をいた しました。

そして10月4日午後1時より全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民 課長、第15、第16投票所事務従事者の出席のもと、第4回目の委員会を開催い たしました。

まず、第15投票所に行くべき者が第16投票所と間違えて行ったと聞くが事実

かとの質問があり、これに対し、2名ほどいたという事務従事者の答弁があり ました。

さらに、第15投票所においても、入場券の受付番号が記入してあって抹消されているものがあったと聞くが、これも事実かとの質問があり、4名前後いたという答弁がありました。

その後は秘密会に入りました。町内7カ所に架空転入の疑いがあったと見られる33名分の住民移動届出書を検査したところ、転入者の署名欄の筆跡が似たものが大半で、特定の人によってまとめて届け出がなされ、組織的に行われた可能性が極めて強いとの意見で一致いたしました。その他種々論議はされましたが、調査目的はほぼ達成したという結論に達しました。

今後については、100条調査委員会を設置すべきであるという意見と、司直の手にゆだねるという意見、また、本会議で改めて決を出すという、三つの意見が出されましたが、対処方は次回にするということで散会いたしました。

そして10月14日午後1時より全委員出席、執行部より町長、総務部長、住民 課長出席のもと、第5回目の委員会を開催いたしました。

まず、前回報告できなかった3カ所の実態調査について報告がされました。 そのほか、諸々の意見が出されましたが、当委員会の検査は終了したとみなし、 前回の委員会で、今後の方向づけとして出された三つの意見についての採決を 行いました。その結果、議会で司直に対する要望書を作成し、捜査を依頼する ということに決定いたしました。

最終委員会は10月18日開催し、前回決定された要望書の内容の検討を行いました。その際、これまでの経過報告書を参考資料として要望書にあわせて提出していくということを確認いたしました。

これをもちまして当特別委員会としての目的は果たされたとみなし、終了い たしました。

以上が、当特別委員会に委任されました平成3年8月4日執行、藤代町議会 議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する事務検査の経過 と結果でございます。委員長報告どおり議員各位のご承認が得られますようお 騒い申し上げまして、報告にかえる次第であります。

○議長 (坂本 守君) 以上で、特別委員会の審査の経過と結果についての報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(坂本 守君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○護長(坂本 守君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決を行います。

ただ今の委員長報告どおり、お手元に配付いたしました要望書を取手警察署 長あてに提出することにご異議ございませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(坂本 守君) ご異議なしと認めます。よって、委員長報告どおり、 お手元に配付いたしました要望書を取手簽察署長あてに提出することに決定い たしました。
- 〇17番(松永 實君) 要望書を朗読したらどうですか。議事録に載りませんよ。
- 〇議長(坂本 守君) 委員長ですか。私の方でですか。
- ○17番(松永 實君) 議長の方で結構です。
- ○議長(坂本 守君) それでは、警察署長にあてる要請文を読み上げます。 平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び 不正投票疑惑に関する捜査要望

藤代町議会は、去る平成3年8月4日に執行された藤代町議会議員一般選挙において発生した下記疑いについて、平成3年9月19日以来、地方自治法第98条に基づき調査特別委員会を設置し、疑惑の徹底的な解明を行うべく慎重に審議を尽くしました。

執行部の協力により秘密会を開き、疑惑に関する背類等の検閲、検査の結果、 疑惑がより濃厚になり、事実として存在したのではないかと調査特別委員会の 全委員が判断するに至りました。

しかしながら、地方自治法第98条に基づく調査特別委員会には、行政事務に

関する書類の検閲、検査権があるのみで、証人喚問権や告発権が存しないため、 人権保護や守秘義務の厚い壁に阻まれ、これ以上進めた事実の究明が不可能で あります。

調査特別委員会では、一部の委員より地方自治法第 100条に基づく調査特別委員会の設置をすべきである旨の主張も強力にされましたが、委員の行き過ぎた調査により人権侵害の危険性があること、さらに、これ以上の時間をかけるわけにはいかないこと等の理由により、地方自治法第 100条に基づく調査特別委員会の設置を断念した次第であります。

上記の経緯を踏まえ、藤代町議会としては、民主主義の根幹にかかわる重大事と判断し、下記疑惑についてこれ以上の究明は捜査権のある貴職にお委ねし、一日も早く事実の解明を図っていただきたく、ここに厳正なる捜査を実施されたく要望する次第であります。

35

- 1. 平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑に ついて。
- 1. 平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における不正投票疑惑に ついて。

以上

平成3年10月23日

茨城県取手警察署長 来 栖 武 雄 殿

藤代町議会議長 坂 本 守

以上でございます。

以上で、本臨時議会に付譲されました事件はすべて終了いたしました。これ をもちまして平成3年第2回藤代町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時39分閉会

# 地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議 長 坂 本 守

署名議員 西尾紘昭

署名議員 篠山治夫